

山口県報

令和3年
12月24日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意 (農林水産政策課)	二
土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課)	三
○公告	三
県営美祿地区中山間地域総合整備事業 (杉谷工区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課)	三
○選管告示	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	四
解散等に係る政治団体の名称等	四
資金管理団体の異動事項	四
○公安委規則	四
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	五
○企業管理規程	五
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程	五
山口県告示第四百十二号	
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。	



当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十二月二十四日から令和四年一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本医療サービス株式会社
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目				汚水等の汚染状態の値
	処理後		処理前		
	変更後	変更前	変更後	変更前	
排水処理施設	〃	七・五	〃	九・三	通 常 最 大
	〃	八・六	〃	九・三	通 常 最 大
	〃	五・八	〃	一・〇	通 常 最 大
	〃	三・〇	〃	一・五	通 常 最 大
	〃	三・五	〃	二・〇	通 常 最 大
	〃	〃	〃	八・〇	通 常 最 大
	〃	五	〃	一・〇	通 常 最 大
	〃	三	〃	三・〇	通 常 最 大
	〃	五	〃	二・〇	通 常 最 大
	〃	一・〇	〃	三・〇	通 常 最 大
	〃	〇・五	〃	五	通 常 最 大
	〃	一	〃	八	通 常 最 大
	四・五八・六	四・六一・二	四・五八・六	四・六一・二	通 常 最 大
	五・一七・二	五・二〇・五	五・一七・二	五・二〇・五	通 常 最 大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 8 排水口	No. 5 排水口	No. 1 排水口	項目		排水の一日当たりの量 (m ³)
			変更後	変更前	
			変更後	変更前	
七	〃	七・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	排水水の汚染状態の値
八・六	〃	八・六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五〇	五〇	三〇	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)	
六〇	六〇	三五	通 常 最 大	動植物油脂類 (mg/l)	
四〇	四〇	三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	
五〇	五〇	五	通 常 最 大	リン (mg/l)	
三〇	三〇	三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	
二〇	二〇	五	通 常 最 大	リン (mg/l)	
三〇	三〇	一〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	
六	六	〇・五	通 常 最 大	リン (mg/l)	
八	八	一	通 常 最 大	リン (mg/l)	
六	五	二七・四	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	
六	七	二七・五	通 常 最 大	リン (mg/l)	
六	七	三〇・〇	通 常 最 大	リン (mg/l)	

山口県告示第四百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和三年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

室津区域	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使				

用して営む漁業

山口県告示第四百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和三年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称
光市

二 事業の種類
光市防災指令拠点整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分
光市中央六丁目地内

(二) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係
光市防災指令拠点整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である光市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者と認められる。

(三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、あらゆる災害に的確に対応できる新たな防災指令拠点施設を整備することにより、市の防災拠点機能の強化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境

に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本庁舎と近接した場所であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、あらゆる災害に的確に対応できる新たな防災指令拠点施設を整備することにより、市の防災指令拠点機能の強化を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
光市総務部防災危機管理課



(二六六) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業（杉谷工区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営美祢地区中山間地域総合整備事業の施行に係る杉谷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類
県営美祢地区中山間地域総合整備事業（杉谷工区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間
令和三年十二月二十七日から令和四年一月二十一日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出年月日
上村もな後援会	上村 萌那	上村 一仁	阿武郡阿武町大字奈古2640の47		令和3、17
檀山としや後援会	檀山 俊哉	檀山 智昭	山口市平井/399		〃

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異年月日)
			新	旧	
磯部登志志の会	山下 和恵	会計責任者	二十八昭子	福原 尚子	令和3、8
伊藤和貴後援会	山本 伸雄	事務所	山口市吉敷下 東2丁目9番 17号	山口市中原 町4番5号	〃 10、31
			代表者	金子 栄作	佐々木明美
大石あやめ後援会	金子 栄作	会計責任者	古松 勝彦	藤本 謙吾	〃 11、8

四

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	
暮らし満足度日本一の萩を実現する会	中村剛太郎	〃	宇部市五十七 山町7番5号	宇部市松山町 7丁目7番11 号	〃 29
清水ゆうき後援会	清水 信夫	〃	光市浅江/丁 目/5番37号	光市島田5丁 目9番37号	〃 12
萩の未来ネットワーク	藤道 健二	〃	萩市大字浜崎 新町/24	萩市大字土原 3430の6	〃 29
藤道健二後援会	榎本 久繁	〃	〃	〃	〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第一百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県第三選挙区支部	河村 建夫	河村 建一	宇部市昭和町4丁目//番66号	令和3、9
伊藤敬久後援会	伊藤 敬久	伊藤佐登子	阿武郡阿武町大字宇田802	〃 10、28
三輪徹後援会	澄田 弘	藤井陽一郎	長門市仙崎/7020の2	〃 11、3

山口県選挙管理委員会告示第一百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 藤道 健二	資金管理団体の名称 萩の未来ネットワーク	異動事項 異動事項	異動	内容	備考 (年月日) 令和3、29
			新	旧	
			萩市大字浜崎 新町/24	萩市大字土原 343の。	



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第十四条第一項中「正副二部」を削り、同条第二項中「二部」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「正副二部」を削り、同項を同条第四項とする。

別記第五号様式の五中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

別記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 別添

別記第十一号様式の二を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。



山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において六日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

附 則

この管理規程は、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁